

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○平成十二年十月奈良県告示第二百七十四号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部改正	一	○右同	三
○貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項の規定に基づく登録の取消し	二	○右同	四
○土地改良事業計画の適否決定	二	○右同	四
○右同	三	○平成十六年度林業改良指導員資格試験の合格者	五
○（公）告	三	○平成十六年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者	五
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	三	○一般競争入札の実施	八

告示

奈良県告示第四百三十五号
 平成十二年十月奈良県告示第二百七十四号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。
 平成十六年十二月十四日

奈良県知事 柿本善也

表奈良県立医科大学入学者選抜（医学部医学科）の項中「合格発表の日の属する月の翌月の一日から起算して二月間」を「文部科学省が定める大学入学者選抜実施要項にお

いて定める入学者選抜試験期日終了の日の翌日から起算して二月間」に改め、同表中

奈良県立医科大学入学者選抜（医学部看護学科）	総合得点及び順位（順位は、不合格者に係るものに限る。）	合格発表の日の属する月の翌月の一日から起算して一月間	奈良県立医科大学事務局学務課
------------------------	-----------------------------	----------------------------	----------------

奈良県立医科大学入学者選抜（医学部看護学科）	第二段階選抜の受験者に限り、総合得点、順位（不合格者に係るものに限る。）、第一次学力試験の教科別得点、第二次試験の小論文得点及び面接得点	文部科学省が定める大学入学者選抜実施要項において定める入学者選抜試験期日終了の日の翌日から起算して二月間	奈良県立医科大学事務局学務課
奈良県立医科大学入学者選抜（医学部看護学科）	総合得点、小論文得点、面接得点及び順位（順位は、不合格者に係るもの	合格発表の日の属する月の翌月の一日か	奈良県立医科大学事務局学務課

()
に限る。)
ら起算して二 月間

に改め、同表奈良県立医科大学看護短期大学部入学者選抜の項開示をする情報

大学

大学

の欄中「総合得点及び順位」を「総合得点、教科別得点及び順位（順位は、不合格者に係るものに限る。）」に改め、同項場所の欄中「奈良県立医科大学看護短期大学部」を「奈良県立医科大学事務局学務課」に改める。

奈良県告示第四百三十六号

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成十六年十二月十四日

一 被処分者

奈良県知事 柿本善也

二 処分年月日

平成十六年十一月三十日

商号又は名称 サンファイナ ンス	氏名又は代 表者の氏名 佐野 義謙	主たる営業所等の所在地 生駒郡平群町大字福貴一 二六四番地七	登録番号 奈良県知事 (一)〇一 〇八二号	登録年月日 平成十五年 三月六日
------------------------	-------------------------	--------------------------------------	--------------------------------	------------------------

奈良県告示第四百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年十二月六日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十二月十四日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
広陵町長 平岡 仁	水と農地活用促進事業 (農道整備) 斉音寺地区	平成十六年十二月十五日から平成 十七年一月四日まで 広陵町役場
広陵町長 平岡 仁	水と農地活用促進事業 (農道整備) 南郷2地区	平成十六年十二月十五日から平成 十七年一月四日まで 広陵町役場

奈良県告示第四百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年十二月六日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年十二月十四日

奈良県知事 柿本善也

協議者	事業計画	縦覧期間及び場所
平群町長 中筋弘	水と農地活用促進事業 (用排水路整備) 久安寺地区	平成十六年十二月十五日から平成十七年一月四日まで 平群町役場

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十二月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年十一月十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人宇陀の街づくり研究会
- 三 代表者の氏名

嶋田行雄

四 主たる事務所の所在地
宇陀郡大宇陀町西山一〇〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、遊休資産資源や未開発資産資源を持つ宇陀エリアの行政、企業及び個人に対して、その資産資源の有効活用を図るための施策立案、実施運営に関する事業を行い、宇陀エリアの活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十二月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年十一月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人曙・人権のまちづくりをすすめる会

三 代表者の氏名

山口善

四 主たる事務所の所在地

大和高田市曙町一一番地二二号

五 定款に記載された目的

この法人は、市内の高齢者や障害者など、社会的弱者とされる人たちに対して介護に関する事業や人権・生活相談に関する事業を行い、又、子ども達や保護者への教育相談等の事業を行い、もって福祉、社会教育、まちづくり、人権擁護、男女共同参画社会の確立、子どもの健全育成などの増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十二月十四日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年十一月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人檀原友愛ネット

三 代表者の氏名

十合良介

四 主たる事務所の所在地

橿原市中曾司町二五〇番地

五 定款に記載された目的

この法人は、橿原市周辺の住民に対して、曾我川緑地及び公共の公園の清掃、植栽管理と高齢者住居の環境の整備を図る事業、高齢者農家の支援事業を行うことによつて地域の環境の保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十二月十四日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年十一月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハッピードリーム

三 代表者の氏名

藤崎隆明

四 主たる事務所の所在地

北葛城郡王寺町久度四丁目七番三五号

五 定款に記載された目的

この法人は、「幼児及び学童」に対し、「健康な体」に関する事業を行い、スポーツの振興及び子どもの健全育成に寄与すること並びに、「高齢者」に対し、「痴呆対応型共同生活介護」の事業を行い、高齢者福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十二月十四日

奈良県知事 柿本善也

一 申請のあった年月日

平成十六年十一月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人奈良の食文化研究会

三 代表者の氏名

大川博文

四 主たる事務所の所在地

奈良市杉ヶ町四〇番地の四

五 定款に記載された目的

この法人は、奈良県下の伝統的な郷土料理を発掘・研究し、それらを多くの人々に伝え広めることで、奈良の食文化の歴史及び伝統の継承と普及を図るとともに、郷土料理を活かした現代人にとって正しい食生活のあり方を創造するための研究を進め、その成果を広く人々に伝えることで、地域社会の発展と人々の健康の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十六年十二月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 申請のあった年月日
平成十六年十一月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人在宅介護センター奈良
- 三 代表者の氏名
坂口友良
- 四 主たる事務所の所在地
北葛城郡広陵町馬見南三丁目一六番一六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者及び児童に対し、生活上の援助を行うと同時に心身の活性化に関する事業を行うことよって、保健・医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、平群町、山添村及び大淀町における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成十六年十二月十四日

奈良県知事 柿本善也

- 一 調査を行った者の名称
平群町、山添村及び大淀町
- 二 調査を行った期間
平群町 平成十二年九月十四日から平成十三年九月二十二日まで
山添村 平成八年七月二十五日から平成十四年八月十四日まで
大淀町 平成八年六月十二日から平成十五年二月十四日まで
- 三 成果の名称
生駒郡平群町地籍図及び地籍簿
山辺郡山添村地籍図及び地籍簿
吉野郡大淀町地籍図及び地籍簿
調査を行った地域
生駒郡平群町大字櫛原の一部の地域
- 四

山辺郡山添村大字助命の一部の地域
吉野郡大淀町大字下湖の一部の地域
五 認証年月日
平成十六年十二月六日

平成十六年十一月十五日及び同月十六日に実施した平成十六年度林業改良指導員資格試験の合格者は、次のとおりです。
平成十六年十二月十四日

奈良県知事 柿本善也

受験番号	氏名	受験番号	氏名
一	紙森繁樹	二	岸本勇樹
三	山口由紗	四	園田良一
五	西谷和也	六	瀧本健逸
七	窪田圭多	八	和田孝一
九	佐古保良	十	岩崎正光
十一	中西功武		

平成十六年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者は、次のとおりです。
平成十六年十二月十四日

一 二級建築士試験の合格者

奈良県知事 柿本善也

五E―一〇五九四P	五E―一〇五三七N	五E―一〇五〇八M	五E―一〇四八五K	五E―一〇四三七L	五E―一〇三九八P	五E―一〇三四二P	五E―一〇二五七N	五E―一〇二二二K	五E―一〇一七〇K	五E―一〇〇七一Y	五E―一〇〇五九L	五E―一〇〇四三Y	五E―一〇〇〇一Y	受験番号
中原 佑子	巽 勇二	山本 啓介	小西 昭範	藤原 貞夫	川崎 崇弘	古村 建二	築山 知代	河本 真希	三谷 知代	森田 武志	伊藤 めぐみ	藤井 彰宏	大迫 理緒	氏名
五E―一〇六三八Y	五E―一〇五六五N	五E―一〇五一二Y	五E―一〇四九四M	五E―一〇四五一一L	五E―一〇四二七R	五E―一〇三五五N	五E―一〇三二二M	五E―一〇二二九N	五E―一〇二〇〇M	五E―一〇一〇一二R	五E―一〇〇六〇M	五E―一〇〇五六R	五E―一〇〇三二L	受験番号
巽 英男	児玉 直子	奥村 晋司	中本 和也	西前 佳享	森山 直子	鞍掛 暁史	白石 学	當麻 有香	駒本 敦子	鈴木 純也	叶井 庄司	溝渕 真也	吉桑 靖人	氏名
五E―一〇六六六Y	五E―一〇六七八P	五E―一〇七三五R	五E―一〇七六五K	五E―一〇七八九L	五E―一〇八六四L	五E―一〇八九二L	五E―一〇九九八L	五E―一〇八八〇N	五E―一〇八三四Y	五E―一〇七九〇P	五E―一〇七四八P	五E―一〇六九四Y	五E―一〇六六七K	受験番号
中村 大地	熊谷 三枝子	藤本 穰	大東 直人	吉村 恵利	毛利 美子	松谷 充浩	豊野 美希	末廣 幸二	南 紀子	鷺見 直子	古市 広志	大西 貴志	和田 美千留	塚本 将貴
五E―一〇六六六Y	五E―一〇六九四Y	五E―一〇七四八P	五E―一〇七九〇P	五E―一〇八三四Y	五E―一〇八八〇N	五E―一〇九九八L	五E―一〇六二二N	五E―一〇一七六R	五E―一〇二四五P	五E―一〇三〇二R	五E―一〇四五四N	五E―一〇四六八N	五E―一〇五一〇N	五E―一〇五三八N
北 あゆみ	森下 和浩	佐藤 典子	前田 昌雄	田淵 恵子	今橋 健	岩佐 篤志	杉山 正	谷口 浩一郎	長原 ゆり子	田中 良美	藤井 潤	小澤 享子	山本 麻紀	福田 雄介

五E―一二二八六M	五E―一二二〇五R	五E―一二二六二P	五E―一二二四九R	五E―一二〇五〇P	五E―一一九八九Y	五E―一一九六五N	五E―一一九三七N	五E―一一八五二M	五E―一一八二一Y	五E―一一七六六K	五E―一一七五二K	五E―一一六九五Y	五E―一一六六八K	五E―一一五六七P
藤井 浩二	佐々木 憲人	北村 清高	武田 真吾	木田 和利	田畑 請弥	東 伸太郎	水杉 弥生	奥山 真基子	杉田 篤弘	篠原 正典	山口 利雄	河添 寛	山本 哉	岡本 純子
五E―一二二九〇Y	五E―一二三三〇M	五E―一二二八七L	五E―一二二五九L	五E―一二〇七四K	五E―一二〇二一N	五E―一一九七九N	五E―一一九四八K	五E―一一八七七Y	五E―一一八三四R	五E―一一七九六M	五E―一一七五三L	五E―一一七一L	五E―一一六八二K	五E―一一六三七P
山本 嘉寛	妹尾 泰敬	鉛谷 紀子	連尺野 隆貴	栗田 輝哉	川地 雄大	市川 健二	植村 暢太郎	平田 元子	奥谷 重昭	永井 潔	北田 政一	岸本 慶一	坂齊 久美子	中尾 宜人
五E―一二〇二五五R	五E―一二〇二一五K	五E―一二〇一九八P	五E―一二〇〇八五N	五E―一二〇〇七一N	五E―一二〇〇一N	五E―一一三〇三六N	五E―一二七四一M	五E―一二六九五R	五E―一二五九九K	五E―一二五四〇P	五E―一二四九九R	五E―一二三三七N	五E―一二三三二R	五E―一二三〇一N
藤野 眞司	笠野 朋哉	池田 真規	上赤 明広	中平 亘洋	眞鍋 友香	田中 雅之	松田 貴志	久保 哲郎	清水 千尋	古川 勝浩	喜良 竜介	乾 真由美	安井 直子	池島 宜廉
五E―一二〇二六九R	五E―一二〇二四一R	五E―一二〇二〇〇Y	五E―一二〇一〇一R	五E―一二〇〇七三R	五E―一二〇〇二P	五E―一一三二〇五M	五E―一二八二二Y	五E―一二七三八Y	五E―一二六五八N	五E―一二五六八P	五E―一二五二五N	五E―一二四三〇Y	五E―一二三三二Y	五E―一二三〇四Y
稲田 正剛	伊木 健司	豊田 岳雄	松尾 拡樹	岸 英之	石塚 聡一	水本 行俊	中西 広美	深瀬 晴己	栗栖 尚子	森山 奈緒子	藤原 毅暢	谷口 涉	奥田 佑輔	山本 多珠

二 木造建築士試験の合格者		五E―二〇二八五K	古留 一信	五E―二〇三二五R	榎本 健
受験番号	氏名	五E―二〇三四〇Y	松田 隆子	五E―二〇三五四Y	岩本 芙美代
		五E―二〇三六八Y	中村 泰也	五E―二〇四二二L	富田 奈都
		五E―二〇四五三K	田中 紀子	五E―二〇四六七K	福田 明彦
		五E―二〇四八〇Y	新屋 幸次	五E―二〇四九四Y	中村 進也
		五E―二〇五三八L	筒井 裕美	五E―二〇六一〇N	高橋 一雅
		五E―二〇六七八L	浅井 敬明	五E―二〇六九二L	杉田 友高
		五E―二〇七〇七M	安部 聡志	五E―二〇七〇九P	大津 充正
		五E―二〇七三四L	濱渦 崇	五E―二〇七四九M	久保 昌敬
		五E―二〇七六三M	川畑 武志	五E―二〇七七七M	岡部 優子
		五E―二〇七九一M	関 弘道	五E―二〇七九二N	小西 行雄
		五E―二〇七九三P	北中 庸介	五E―二〇八四八N	上原 義雄
		五E―二〇八八九M	川口 幸子		

五E―三〇〇五〇K	古川 勝浩	五E―三〇〇七九L	林 嵩俊
五E―四〇〇二一K	関田 清幸		

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により公告します。

平成十六年十二月十四日

奈良県知事 柿本 善也

第一 競争入札に付する調達の内容

一 入札物件
コンピュータの借入れ

二 入札物件の数量及び特質
 県立高校情報化推進事業
 県立志貴高等学校コンピュータ等一式
 県立学校コンピュータ導入事業
 県立七条養護学校コンピュータ等一式
 県立学校コンピュータ導入事業
 県立ろう学校コンピュータ等一式
 県立学校コンピュータ導入事業
 県立大淀養護学校コンピュータ等一式

三 借入期間
 県立志貴高等学校 平成十七年三月一日から同月三十一日まで
 県立七条養護学校 平成十七年三月一日から同月三十一日まで
 県立ろう学校 平成十七年三月一日から同月三十一日まで
 県立大淀養護学校 平成十七年三月一日から同月三十一日まで

四 納入場所
 県立志貴高等学校 磯城郡田原本町法貴寺一三七一
 県立七条養護学校 奈良市七条二一七六一
 県立ろう学校 大和郡山市丹後庄町四五六
 県立大淀養護学校 吉野郡大淀町下淵四一四一一

五 入札方法
 入札は、一か月当たりの借入金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一

円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(一)から(五)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

(三) 奈良県における競争入札参加有資格者で、リース会社にあつては営業種目〇の賃貸業務に登録している者であり、販売会社(メンテナンス会社)にあつては営業種目B4の事務機器又は営業種目B5のOA機器に登録している者であること。これらの二者により、この競争入札に参加することができます。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県出納局総務課国費用度グループ(県庁主棟一階)

電話 〇七四二二二七七八九〇八

(四) リース会社にあつては、この公告に示した借入物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であつて、かつ、過去二年間に国又は地方公共団体において、この公告と同種類又は同等と県が認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であること。

(五) 販売会社(メンテナンス会社)にあつては、この公告に示した借入物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明できる者であり、かつ、当該借入物品に関し迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明できる者であること。

第三 入札書の提出場所等

一 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六三〇一八五〇二 奈良市登大路町三〇番地

奈良県教育委員会事務局学校教育課(県庁東棟二階)

奈良県立高校情報化推進事業 電話 〇七四二二二七一九八五四

奈良県立学校コンピュータ導入事業 電話 〇七四二二二七一九八四九

二 入札説明会の日時及び場所

平成十六年十二月二十四日(金)

県立七条養護学校 午前九時三十分

県立ろう学校 午前十一時

県立志貴高等学校 午後一時三十分

県立大淀養護学校 午後三時

三 入開札の日時及び場所

平成十七年一月二十八日(金) 午前十時

奈良県教育委員会教育委員室(県庁東棟二階)

四 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「県立〇〇(〇〇は該当学校名)学校コンピュータ等一式の借入れに係る入札書」と朱書して、平成十七年一月二十七日(木)までに到着するようにしてください。

第四 その他

一 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

二 入札保証金

奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)の規定によります。

三 契約保証金

奈良県契約規則の規定によります。

四 入札者に要求される事項

(一) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、第二の(四)及び(五)に関し、借入物品の適合規格承認申請をするともに、借入物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明する書類等を所定の日時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類

等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(二) この提出資料に基づき第二の(四)及び(五)に該当すると認められる者を落札対象者とします。

(三) 入札者はリース会社とし、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

五 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

六 契約書作成の要否

要しません。

なお、契約は奈良県とリース会社及び販売会社（メンテナンス会社）による三者契約を締結します。

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

八 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

九 手続における交渉の有無

有（入札説明書で示す借入物品適合規格承認申請の手続が必要です。）

十 支払条件

リース会社は、物品の使用月の翌月に請求を行い、奈良県は支払請求書を受理した日から三十日以内にリース会社に支払うものとします。

十一 その他

詳細は、入札説明書によります。

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七七二代

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

本誌は再生紙を使用しています。